



福運協第3号

平成24年2月3日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 石田 重 森



平成24年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (答申)

平成24年1月18日付け、保国第823号にて、貴職から諮問を受けた、平成24年度福岡市国民健康保険事業の運営について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

平成24年度の一般被保険者医療給付費分に係る被保険者一人あたり保険料を、53,559円(前年度に比し、1,430円引下げ)とする諮問については、後期高齢者支援金等分に係る被保険者一人あたり保険料との合計で、前年度と同額となるよう、諮問額から391円引き下げ、53,168円(前年度に比し、1,821円引下げ)とすることが適当である。

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の下、被保険者が拠出する保険料並びに国庫支出金及び都道府県支出金によって賄われるのが基本であり、今後も高齢化の進展により医療費等の増大が見込まれる中、一定の引上げはやむを得ないとの意見もあったが、これまでの保険料負担水準の推移を踏まえ、今回特に、被保険者の保険料負担に配慮し、391円の引下げを適当とするものである。

なお、この引下げにあたっては、保険料収入の確保など保険者としての努力を十分行うとともに、一般会計繰入にあたっては、国民健康保険被保険者以外の方にも負担をお願いすることになることから慎重に対応されたい。

後期高齢者支援金等分に係る被保険者一人あたり保険料を、18,831円(前年度に比し、1,821円引上げ)とする諮問については、後期高齢者支援金等に係る収支見込額を勘案すると、諮問どおり18,831円とすることが適当である。

介護納付金分に係る被保険者一人あたり保険料を、21,118円(前年度に比し、777円引上げ)とする諮問については、介護納付金に係る収支見込額を勘案すると、諮問どおり21,118円とすることが適当である。

2. その他

今後、高齢化の進展等により医療費や後期高齢者支援金等の増加が見込まれる中、国民健康保険制度の趣旨、事業の安定的な運営のため、市は保険料収入の確保や医療費適正化など、収支両面にわたる財政健全化に取り組み、最大限努力するよう要望する。

また、少子高齢化といった人口構成の変化、雇用基盤の変化など、社会保障制度を支える社会経済情勢の大きな変化により、国民健康保険事業は、厳しい事業運営を迫られている。このため、制度改善及び、さらなる財政支援についても国へ求めるよう要望する。